商業・サービス産業経営革新事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、商業・サービス産業経営革新事業費補助金審査委員会設置要領第 5条の規定に基づき、商業・サービス産業経営革新事業費補助金の補助対象事業者の 適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

(審査方法等)

- 第2条 審査は、事前に提出された商業・サービス産業経営革新事業費補助金応募書及 び応募者によるプレゼンテーションに基づき行う。
- 2 応募者によるプレゼンテーションは7分以内で行い、質疑応答は7分程度行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害や感染症等により審査委員会を開催することが困難なときは、応募書等の書面に基づき審査を行う。
- 4 審査は、次の各号の審査項目毎に評価する。
- (1) 事業目的・内容の妥当性

応募事業者の取組の目的・内容が、市場動向や自社の経営資源等の分析に基づき、 適切で妥当なものであるかを評価する。

(2) 事業の新規性・革新性

応募事業者の取組が、業種や地域での普及程度を勘案して、新規性・革新性が高い ものであるかを評価する。

(3) 事業内容の地域課題等への貢献

応募事業者の取組が、地域課題の解決や社会的ニーズへの対応に寄与するものであるかを評価する。

(4) 実現可能性

応募事業者の取組が、ビジネスとして実現性・継続性が高く、当該事業者において 実行可能で、かつ目標の指標が妥当なものであるかを評価する。

(5) 地域経済への波及効果

応募事業者の取組が、地域経済への波及効果をもたらすものであるかを評価する。

(6) 雇用等への貢献

応募事業者の取組が、将来の雇用の拡大や従業員の待遇改善が見込まれるものであるかを評価する。

(審查基準)

第3条 前条第4項の評価については、審査項目毎に、次の基準による配点により5段 階の評価を行う。なお、同項第2号、第3号及び第5号については傾斜配点とし、合 計点は45点とする。

点数	内容
5	たいへんよい
4	よい
3	適当である
2	やや問題がある
1	不適

(審査における加点)

第4条 第2条第1項の審査において、事業内容が次の取組に該当する場合は加点する。

	加点の対象となる取組	点数
(1)賃金水準の向上に資する取組である場合		
	給与支給総額が年率平均1.5%以上向上する3年以上の事	両方該当
	業計画の場合	3 点
	新規学卒者の初任給が年率平均1.5%以上向上する3年以	いずれか1つが該当
	上の事業計画の場合	2 点
(2) 女性の活躍推進に資する取組を国又は地方公共団体から認		2 点
泛	官又は表彰を受けている場合	
(3	3) ICT等のデジタル技術を活かした取組である場合	2 点
(4	4)女性又は応募時において40歳未満の若者を代表とする社内べ	2 点
٤	チャーによって実施される取組であり、審査会で当該代表がプレ	
7	ゼンテーションを行う場合	

(選定方法)

- 第5条 補助対象事業者の選定は、各委員が審査した評点の平均が27点以上の者の うち、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。
- 2 前項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて、選定内容に審査委員会の意見を付すことができる。

(審査結果)

- 第6条 審査の結果について、補助対象となった事業の概要等を県のウェブサイト等 で公表することがある。
- 2 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。